

京都・宗教系大学院連合

平成 25 年 10 月末、京都・宗教系大学院に加盟し、平成 26 年度より単位互換制度を導入いたしました。

HOME > K-GURSについて > 加盟大学院

加盟大学院

京都・宗教系大学院連合の加盟大学院は、下記の通りです(五十音順)。種智院大学には大学院がありませんが、正式な加盟校として参加しています。

- 大谷大学大学院 文学研究科
- 皇学館大学大学院 文学研究科
- 高野山大学大学院 文学研究科
- 同志社大学大学院 神学研究科
- 花園大学大学院 文学研究科
- 佛教大学大学院 文学研究科
- 龍谷大学大学院 文学研究科
- 龍谷大学大学院 国際文化学研究科
- 龍谷大学大学院 実践真宗学研究科
- 種智院大学 人文学部

皇学館大学大学院 文学研究科

<http://www.kogakkan-u.ac.jp/html/graduate-school/p01.php>

皇学館大学は、伊勢の神宮における長い神道研究の伝統を源流とし、明治15年(1882)、神宮祭主久邇宮朝彦親王の令達によって、神宮の学問所である林崎文庫に開設された「皇学館」を直接の起源としています。明治33年(1900)に神宮祭主の賀陽宮邦憲王からいただいた令旨には、わが国の歴史に根差した道義と学問とを学び、実際の社会の中で実践して、文明の発展に貢献するという、本学の建学の精神が記されています。

近年、教育学部や現代日本社会学部などを設置し、変化する日本社会と国際環境のありように対応しながらも、この本学の原点は揺らぎません。平成24年(2012)、創立百三十周年・再興五十周年の佳節を迎え、皇学館大学はこの建学の精神のもと、その特色ある教育・研究が、ますますその輝きを増しています。

本学大学院においては、わが国の歴史と伝統に基づく文化の究明という建学の精神を継承すると共に、世界に通じる倫理や精神の確立を図り、時代の知的活動をリードできる人材養成を目的とし、

文学研究科に神道学専攻・国文学専攻・国史学専攻の博士前期課程および後期課程を設置しています。

神道学専攻では、神道に関わる深い造詣を有する神職及び広い視野から神道を研究する能力を有する人材を育成。国文学専攻では、国語や国文学の文献・現象を適切かつ深く解釈する能力と、広い視野から独自の問題を見出してその研究を行う能力を有する人材を育成。国史学専攻では、国史に関する史資料の正確な読解能力を鍛えるとともに、中正な歴史観の養成を通して、高度な研究能力と、深い歴史的洞察力を有する人材を育成します。

文学研究科の特色

1. 神道学・国文学・国史学の各専攻により構成されている研究科であって、わが国の伝統的文化の研究とその発掘に主眼を置いています。
2. 校地は神宮の鎮まります清浄閑静な伊勢の地にあり、本学の設立の趣旨からも本学と神宮とは密接な関係にあることから神道・国文・国史の研究には絶好の位置と環境にあります。
3. 学会の碩学と中堅の教授陣が、緊密な協力のもとに研究と教育を進め、学生の指導については、各教員の専門分野に応じ徹底した個人教育を期しています。
4. 神道学・国文学・国史学の各分野における豊富な貴重文献・資料を所蔵し、また学会の至宝とされている神宮文庫および徴古館を直接利用することができます。

協定書前文附則増補

2005年12月12日に制定された「京都・宗教系大学院連合 規約」の第4条第2項に基づき、2013年10月21日開催の同大学院連合評議会に於いて承認された以下の団体を連合の新加盟団体として認め、単位互換等を定めた「教育（単位互換）および研究に関する協定書」（2006年2月28日締結）の前文および第1条にうたう「加盟する大学院」とする。

皇學館大学大学院文学研究科（2014年度より加盟）

2013年10月21日

京都・宗教系大学院連合評議会議長

小原克博



尚、これにより京都・宗教系大学院連合加盟大学院は以下の10団体となった。

大谷大学大学院文学研究科	皇學館大学大学院文学研究科
高野山大学大学院文学研究科	種智院大学人文学部
同志社大学大学院神学研究科	花園大学大学院文学研究科
佛教大学大学院文学研究科	龍谷大学大学院文学研究科
龍谷大学大学院国際文化学研究科	龍谷大学大学院実践真宗学研究科

大学間連携

協定校	協定内容	実施内容
國學院大學	教育・学術交流協定 教員・研究者の相互交流等	平成 28 年度は実施せず。

平成 29 年 5 月 1 日現在、國學院大學との学術交流・人事交流を検討中。

皇學館大学と國學院大學間の教育・学術研究交流に関する協定書

皇學館大学と國學院大學（以下「両大学」という。）は、教育・学術研究交流を促進する目的のもとに、交流に関する協定を締結する。

第 1 条 両大学は、学生の教育研究の機会を拡大するとともに、教員・研究者の学術研究を進展させるために、相互に協力するものとする。

第 2 条 前条の協力は、次の事項に関わるものとする。

- (1) 大学院生の相互交流
- (2) 教員・研究者の相互交流
- (3) 教育及び研究上の情報並びに資料の交換
- (4) 教育・学術研究に関する相互協力
- (5) その他、必要な事項

第 3 条 両大学は、前条の各号に掲げる事項については、協議の上、具体的に定める。

第 4 条 この協定は、両大学学長の署名により発効し、その後は一方の大学から中断及び廃止の意志表示がない限り、引き続き継続するものとする。


第 5 条 この協定は、両大学の合意のもとに必要に応じて改廃できるものとする。


第 6 条 本協定の証として本書を 2 部作成し、両大学が各 1 部を保管する。

平成 27 年 4 月 18 日

皇學館大学

國學院大學

学長 伴 五郎 

学長 安蘇谷正彦 

皇學館大学と國學院大學との研究者の交換覚書

皇學館大学と國學院大學（以下「兩大学」という。）は、「皇學館大学と國學院大學の教育・学術研究交流に関する協定書」の第2条に基づき、交換研究者（以下「研究者」という。）の派遣・受け入れを行うため以下の事項を定める。

- 第1条 研究者とは、兩大学の学部及び附置研究所等に所属する教員とする。
- 第2条 研究者は、研究計画に基づき研究に従事する。但し、受け入れ大学の要請により講義・講演を行うことがある。
- 第3条 研究者の人数は、原則として、各大学において若干名とする。
- 第4条 研究期間は、原則として3カ月以上1年以内とし、期間の延長・短縮については、別途協議する。
- 第5条 研究者経費については、派遣する大学の負担とする。
- 第6条 研究者を派遣する場合には、派遣前年の11月30日までに氏名、研究期間、研究計画、履歴書（学歴、職歴、研究業績、学会および社会活動）を相手大学に通知しなければならない。
- 第7条 研究者は、受け入れ大学施設の利用等研究上の便宜供与を受けることができる。
- 第8条 研究者に対しては、受け入れ大学で協力教員を決め、滞在期間中、研究の支援・協力を行うものとする。
- 第9条 この覚書に定めのない事項については、兩大学間で協議の上調整するものとする。
- 第10条 この覚書の内容は、兩大学の合意のもとに必要に応じて改廃できるものとする。

附記

この覚書は、相互に確認され平成18年7月18日から施行する。

平成18年7月18日

皇學館大学

國學院大學

学長 伴 五郎郎 

学長 安蘇谷正彦 